

## 国立歴史民俗博物館特別展観覧料規程

〔令和元年5月28日〕  
〔歴博規程第91号〕

## （目的）

第1条 この規程は、人間文化研究機構国立歴史民俗博物館及び国立民族学博物館観覧規程（以下「観覧規程」という。）第6条第2項に基づき、国立歴史民俗博物館における特別展観覧料について、必要な事項を定めるものとする。

## （特別展）

第2条 特別展とは、常設展以外の展示をいう。

## （特別展観覧料の額）

第3条 特別展観覧料（一般・個人）は、1,000円を標準額とする。

## （観覧料の上限額）

第4条 館長は、特別な事情があるときは、標準額に100分の150を乗じて得た額を超えない範囲内において特別展観覧料を定めることができる。

## （大学生の観覧料）

第5条 大学生の観覧料は、特別展観覧料に100分の50を乗じて得た額とする。

ただし、特別展観覧料（一般・個人）を観覧規程別表で定める常設展観覧料（一般・個人）と同一とする場合は、観覧規程別表で定める常設展観覧料（大学生・個人）と同一とする。

## （団体の観覧料）

第6条 団体の観覧料は、特別展観覧料に100分の80を乗じて得た額とする。

ただし、特別展観覧料（一般・個人）を観覧規程別表で定める常設展観覧料（一般・個人）と同一とする場合は、観覧規程別表で定める常設展観覧料（一般・団体、大学生・団体）と同一とする。

(端数処理)

第7条 この規程により計算した観覧料に、5円未満の端数がある場合は切捨て、5円以上の端数がある場合は切上げる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、特別展観覧料の取扱いに関し必要な事項は館長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月6日から施行する。